

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年6月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

平成22年規則第15号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学重点研究費に係る専門委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年6月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村松泰子

国立大学法人東京学芸大学重点研究費に係る専門委員会要項

国立大学法人東京学芸大学重点研究費に係る専門委員会要項（平成16年2月23日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：学則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(検定料の返付)</p> <p>第11条 <u>東京学芸大学学則(平成16年学則第2号)第44条第2項第3号</u>に規定するその後の選抜に係る検定料相当額は、別表2に定める第2段階選抜に係る額とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成22年6月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(検定料の返付)</p> <p>第11条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則(平成16年学則第2号)第61条第2項第3号</u>に規定するその後の選抜に係る検定料相当額は、別表2に定める第2段階選抜に係る額とする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学重点研究費に係る専門委員会要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第3 〔省略〕</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>理事（研究・附属学校等担当）</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は、平成22年6月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長を兼ねる理事</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（この項において「要項」という。）第3条第1項第1号の規定により選出された予算専門委員会委員</p> <p>(4) 要項第3条第1項第2号の規定により選出された予算専門委員会委員 前号の委員が所属する学系以外の学系から各1名</p> <p>第4 委員会に委員長を置き、<u>理事（研究等担当）</u>をもって充てる。</p> <p>〔省略〕</p>